

令和元年度第2回伊賀市大山田財産区管理会 会議録（概要）

日 時：令和元年10月17日（木）13:30～16:10

場 所：大山田農村環境改善センター 2階小会議室

出席者：（管理委員）豆本会長、松本副会長、西尾委員、中澤委員、福持委員
（事務局）大山田支所 狩野支所長、杉野課長、増岡主幹

財産区管理会 議事録（概要）

事務局	定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回伊賀市大山田財産区管理会を開会させていただきます。進行を務めさせていただきます、大山田支所振興課の杉野でございます。よろしくお願いいたします。それでは会議次第の2、会長あいさつということで豆本会長よろしくお願いいたします。
会長	皆さんこんにちは。百姓も終わり一息ついたところです。台風19号では、東海・関東・東北・甲信越の12都県で河川の90箇所が氾濫し、死者も70数名という事で最終的に100名くらいになるのかと思います。大変な災害になりましたが、幸い当地方では被害も軽微でありがたいと思っています。皆さまにおいては農繁期も終わりましたが、片付け等で大変お忙しい日をお過ごしのことと思います。本日は財産区の管理会の会議という事で、ご出席をいただきましてありがとうございます。本日は令和2年度の予算要求についてと、前回に引き続いて財産区補助金交付要綱についてという事で、お聞かせいただいご検討をいただきたいという事でございます。あいさつを終わります。
事務局	ありがとうございました。続きまして会議次第3にあります支所長あいさつということで、狩野支所長よろしくお願いいたします。
支所長	いつもお世話になっております狩野でございます。平素は伊賀市の行政、とりわけ財産区の事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。今、会長からもお話がありました、台風19号が大きな爪痕を残していったという事の中では、ただいま収穫まつりの準備もしておりますが、こいのぼりが上げられなかった事、福祉センターが雨漏りした事等、微細な事が若干出てきていますが、大きな被害が無かったので良かったと思っております。急に朝夕冷え込みまして、調べてみましたら二十四節気で言いますと、寒露という所から霜降、霜が降りてくる時期に当たってくるという事です。夏が長かったのか、秋が夏の様な秋だったのかという事もあります。この時期になって参りますと霜が降ってくる位、朝夕の冷え込みがきつくなってきたという事で、皆様方にはご健康にご注意をしていただきたいと思います。第2回の財産区管理会という事で、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。平素は豆本会長をはじめ、管理会委員の皆さんには財産区の山林管理等につきまして大変お世話をおかけし、合わせてお礼申し上げる所でございます。先程ございましたように事項書のとおり、本日は令和2年度の当初予算の要求内容についてと、補助金の交付要綱につきましてご協議をいただきたいと思いますと考えておりますので、忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。簡単ですがあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局	続きまして4つめの会議録署名委員の指名並びに、議事に移らせていただきます。議事の進行につきましては、大山田財産区管理会条例第5条第2項に、会長は管理会の会議を主宰し、とありますので、この後の議事は豆本会長にお願いしたいと思います。また、管理会条例第7条第3項に、管理会の議事は出席者の過半数をもってとなっております。可否同数のときは、会長の決するところによる、とありますので、よろしくお願いたします。さらに、地方自治法第115条第1項等により、本会は公開とさせていただきます。議事録を作成しホームページに掲載して公開する為に、議事内容を録音させていただきますことをご了承いただきたいと思ひます。以上よろしくお願いたします。ここからの議事進行を、豆本会長よろしくお願いたします。
会長	それでは、会議録署名委員の指名について、でございますが、事務局から案はありますか。
事務局	はい。松本副会長と福持委員です。
会長	会議録の署名につきましては、松本副会長と福持委員の2名でよろしくお願いたします。本日の出席委員は5名でありまして、会議は成立いたします。それでは議事に進めていきたいと思ひます。第5の議事、協議事項(1)の令和2年度予算要求状況について、を議題とします。事務局からの説明をよろしくお願いたします。
事務局	振興課の増岡です。よろしくお願いたします。それでは令和2年度伊賀市大山田財産区歳入歳出予算要求についてご説明をさせていただきます。資料No.1をご覧ください。(詳細について説明)以上で説明を終わります。資料を付けていませんが、平成30年度に50万円を一般会計に繰入をした内容について説明させていただきます。さるびの温泉の改修工事3件の一部を充てまして、浴室塗装改修、源泉送湯ポンプ、温泉源泉水中ポンプ入替で合わせて2,242,080円となりその内50万円を充てております。簡単ですが以上で説明を終わります。
会長	ありがとうございます。それでは委員の皆さん、ただいまの説明について、何かご意見等ございますか。
委員	作業員の賃金が要求額0円とはどういうことですか。
会長	報償費に変わった。
委員	名前が変わったのですか。
事務局	そうです。名前が変わりました。
支所長	市全体でアルバイトが沢山いるのですが、今までは臨時職員や嘱託職員として賃金で支払っていましたが、働き方改革によって非正規職員も同じ仕事をしていたら、同じ給料を払うというのが国の理想でして、例えば若干の期末手当を支給するとか来年からそういう制度に変わります。その関係で賃金という言葉が一斉に使わなくなります。その代わりに報償費ということでお支払いをする形になります。来年度の当初予算はすべての一般会計を含めて、賃金の名称が無くなるという事です。内容的には同じで変わりません。
事務局	説明をしなかった部分がありまして、追加で説明させていただきます。資料1の裏のページで、一般管理経費の使用料及び賃借料で自動車借上料88,000円というのがあるのですが、視察研修のバス借上料という事で、大山田財産区で視察を行う話がありまして、ここにバス代を計上させていただいています。以上です。

会長	それについて補足しますと、一度神宮林を見せてもらおうという事で、水源林整備事務所の会議の時に、一度見せてもらえませんか、こちらが良い木を作ろうと思ってがんばっているのと言ったら、営林部長の佐々岡さんという人がどうぞという事で2月くらいならと言ってくれた。機会があれば見せて下さいと頼んだら、来ていただいたらご案内しますという事でした。神宮は切る年度を決めて木を作っている。こちらはそこまでしませんが、その山一帯の神宮林の中で神宮に使う大径木、200年とか良い木を作ろうとするのに造林をしているので、見せてもらったなら少しでも参考になるのかと思います。こちらが良い木を作りたいと進んでいますので、見せてもらえたらと入れてもらいました。補助金要綱は後で話をしてもらいますが、今現在については横やりが入っている部署がありますので、全部賛成してもらえない。繰出金はいぶし瓦と交流拠点施設維持管理 500,000 円というのは、さるびのへ行くのですか。定期的に繰出するのですか。これについてはさるびのから要望があるのですか。
事務局	特にありません。
会長	要望は無いが、あらかじめ付度をして入れてあるのですか。
委員	どこの部分ですか。
事務局	一番下の繰出金の2番目に、交流拠点施設維持管理補助金 500,000 円というのを計上してあります。いぶし瓦の次に書いてあります。
会長	いぶし瓦は電気代を補助しています。
支所長	いぶし瓦の下の繰出金は要綱が出来ていないので、去年、一昨年から続いています。その延長線上で昨年言っていたのは、地域にそれぞれという事で、阿波にいくら、布引にいくら、山田にいくらで1,000,000 円を今年の予算に入れました。それについては、要望書を改めて提出したという経緯があって、今回も要望書を提出するにあたって、今日の会議までの間に、自治協の役員と話を持とうとしましたが、時期を逸してしまいまして、先にこの会議を設定しましたのでだめなのですが、追々時期を見てその会議を持たしてもらおうと思います。そして、最終的には要望書を上げてもらおうと思うのですが、要綱に全部絡んでくるのですけども、私らの考え方としては、さるびの温泉の位置づけとして、阿波のさるびの温泉ではなくて、伊賀市のさるびの温泉ですので、それに対して財産区が一般会計に繰出して、そこからさるびの温泉に工事費か修理費に回させてもらうについては、議会が了承しています。ところが、一般会計に繰出したお金という事に対して、山田の何かをすとか、布引の何かする事になってきますと、かなり地域が限定されてしまって、何で財産区の金を地元で使えないのかという話になってくるのですけども、地域限定でやっていくと、議会が了承しないのと、そういう事に補助金を出すのはあまりよろしくない凡例もあるようです。例えば、布引の地区センターから農協の支店が出たので、その一部を直すことになったとき、財産区の金を使って直せば良いという話を持っていったら、布引センターというのは、伊賀市の布引センターですので問題なくいくと思います。しかし、山田地区例えば、LEDの街路灯を付けるというのを市から出していますが、ライトについては市の補助金で何とかしますが、工事費は地元で負担して下さいという話があって、山田の例えば50基を設置する工事費の一部に充てることになってしまうと、これはよろしくない。市全体の各自治会の工事費に1灯当たり300円充てるとなると良いが、

	<p>山田地区に限定して工事費に充てるとなると、よろしくないと思います。そのあたりを含めて後で話が出てくると思うのですが、補助金の交付要綱が作りにくいというのがそこにあります。それでこのさるびのの交流施設については、市の施設ですので一般会計へ出してもらって、一般会計からさるびのに投入するのは何ら問題ありません。もう一つ言うと、この金を島ヶ原の温泉に投入するのも可能ですので、最初から一般会計へ入れないという事は出来にくい。このさるびのへ投入する50万円も、今言った考え方で投入させてもらったのですが、何も書いたものが無いのに投入する話が続いているので、毎年要望書は上げてもらっています。市の意向というか市議会の意向というものがあって、大山田の阿波でやっているさるびの温泉は市の施設ですけど、地域振興の為に盛り上げようと言うのであって、大山田の財産区から上がってくる一般繰出金なので、それをさるびのに投入するのは有難い事ではないかという市の勝手な考え方は。本来は会長がよくおっしゃる様に、市の施設だから市の一般会計で直すのが当たり前というはおっしゃる通りですが、大山田財産区で作られてきたお金が、そこに投入される事によって、全体の地域振興に役立っている事が表立っているの、いい事ですと言いたいと思います。それで、前は西堀さんが来てくれたし、去年は山本理事が来てくれて、今回は来てくれていませんけども、また今年もお願いしますという事で、続けてもらえたらありがたいと思います。さるびの温泉はあと2年半で指定管理が終わります。市は経営から撤退する見込みですので、そのまま温泉公社が引継の一番良いが、そうでなければ民間に譲渡されるので、一般会計繰出金も投入できません。温泉に繰出金が投入できるのも後2年です。</p>
会長	<p>そこをはっきりと知りたい。山田の人がさるびの温泉を実際どうしたいのか、将来的にこれを守っていくのかどうか、はっきりしてほしい。お金をどんどんつぎ込むが、その後無くなるのではどうしようもない。例えば、再来年やめるのであれば、今年からつぎ込まなくても良いのでは。金を捨てているようなもの。</p>
委員	<p>それなら盆踊りにでも使用している方が、住民が喜ぶのでは。</p>
支所長	<p>盆踊りにしても、個々に限定したらだめなので、その場合の支出が大山田に限定出来ないです。</p>
会長	<p>大山田の財産区なので、大山田に寄与する為にあるのでは。</p>
支所長	<p>その様にお考えなのですが、財産区の性格がもの凄くややこしいのです。</p>
会長	<p>市がお金を取ろうとして言っているのでは。</p>
支所長	<p>財産区では、全国的に同じ事です。</p>
委員	<p>4、5年前に議員さんが来てくれた時に質問したら、大山田の人が大山田の事に使う事に議会として文句を言いませんと、前回の議会の報告会で言っていた。極端な事で個人的に分けるとなれば、それはだめですが。</p>
委員	<p>さるびの温泉は市の施設という捉え方で、よくわかりました。収穫まつりは市の施設という角度ではなくて、地域住民の公的な利益みたいなものです。例えば、収穫まつりに財産区の大事なお金を支援する形というのも、市議会議員にそのくらいのことは、理解してほしいという願いを感じました。もし自分がそういう立場になったら、市民の一人として、市の施設で無いとかではなくて、収穫まつりも立派な市の活動です。たまたま地域があって繋げてきたものですが、その辺がちょっと納得できない。市の</p>

	施設ならば市の予算でやるべきですが、市の財政が厳しいのもわかる。そうすると財産区もあるので、さるびの温泉を支援するのはわかりますが、財産区の金は一般財源へ上げてそれは市の金だからという捉え方は違和感を感じる。
会長	今は収入が入ってきますが、これで収入が無ければ、山を整備する時は賦課金を取らなければならない。賦課金を取って違う所に金を回すのはおかしい。
支所長	その時の賦課金のかけ方ですが、旧の財産を持っていた大山田村の旧村民に対して、賦課金をかけるのか、それとも、伊賀市大山田財産区で管理者が伊賀市長なので、賦課金は伊賀市民全員にかけるのか、という事になります。ところがどっちもです。伊賀市民全部にかける事も出来るのです。それ以外に会長がおっしゃった様に旧大山田村民だけにかける事も出来ます。不均一課税をする事が出来るという事が地方自治法に載っています。もう一つ旧大山田村民に転入者がいたらどうします。
会長	その人も入れる。
支所長	それも同じです。
会長	その代わり、賦課金をもらって市の一般会計を繰り入れるのはだめ。
支所長	賦課金を貰うくらいなら、一般会計の繰出は出来ない。
会長	山を売れば収入がある。
支所長	山を処分すれば収入はあります。
会長	今まで賦課金を払っていたのは地域の人。
支所長	それは合併するまでの話では。
会長	例えば、合併してからでも大山田の人が賦課金を払っていたとして、賦課金を払って山を管理するが、財産を処分したら市の一般会計へという話ですか。
支所長	それは無いです。処分した金は財産区へ入ります。
会長	財産区へ入った金は、市へ入るのですか。
支所長	特別会計なので入りません。
会長	特別会計をみんなで使おうとしたら使えない。市の事業の中でしか使えないとなれば、他のメニューを組めない。
支所長	そうです。実際組めません。別資料に財産区についてと非常に細かい文書がありますが、インターネットから抜粋しています。財産区というのは、現在やっておられます山の管理とか、造林とか間伐とか、その部分に対しての色々な仕事をして頂いたり、会計をとどめてその中でやって頂いている事です。(資料3項について説明)
会長	それは、財産の運営とかの財産管理ですか。
支所長	そうです。主に財産管理です。管理して頂いている中に風車があるので、それでお金が入ってくるという事です。なので、そのお金を使うには基本として、保全管理の中で使うという事になります。(資料5項について説明)
委員	一体性を損なう事に繋がるから、ブレーキがかかるという捉え方をすることが出来ますが、例えば新しい山林を取得する事ではなくて、保全とか維持する事に使用するから、住民自治協議会へ補助をする事は、伊賀市全体の一体性を損なう事になるのですか。そうすると、議会もそのように捉えるのですか。
支所長	議会もそこまで考えているかはわかりません。

委員	考えてくれる人はいませんか。
支所長	なかなか少ないと思います。
事務局	大阪の財産区ですが、補助金の支出の可否というのは、福祉増進に寄与するものかどうかという観点のみで判断するのではなくて、財産区の機能の本質から考えて、当該財産区の所有し、管理の必要な健全なものであるかという観点からも、判断する必要があります。
委員	本来財産区の区有林があるし、先進地の視察に行くのも、将来子孫に美林を残すというのはわかりますけど、同じような発想で山田、阿波、布引地域の人の福祉の増進やったら、一体性を損なわない事にはならない解釈を、出来る凡例は無いという事ですか。
支所長	無いという事になります。
委員	法律は固い。
支所長	昭和 35 年 4 月 18 日の自治省発行で、財産区が財産又は公の施設の管理上、必要な限度を超えて行う補助金の支出は違法となる。
委員	風力発電の出来る前、財産区が赤字の時、財産区の山がある区で区費を取っているが、財産区自体経営が成り立たなくなった場合、自分らが貰う金を自分らが出すので、財産区の区費を 1 / 3 にしてと言われた。その時に反発したけれど、後で山が大きくなった時に自分らが見えるので、それも有りだと各区の区費を 1 / 3 にしましたが、その区費を上げる事が出来るのですか。
支所長	区費とは。
会長	財産区が各地区に土地を持っているが、各地区は区費を全土地所有者から貰っている。それで財産区からも徴収している。自治会費の事
支所長	市から自治会費を払うとは。
会長	他府県の人でも山林を所有していれば、区費を徴収しています。予算項目では一般管理費の負担金で林道維持管理負担金があるが、これが区費の支払いの事です。これは 6 年位前に、市として区費を支払うのはおかしいという話になり名目を変更した。
委員	賃金と報償費の違いと同じ。
会長	そのとおりです。
委員	村からの慣習があり、猿野で災害があった場合、財産区の山があるので受益者負担を出していた。慣習の部分と市の考えが 10 年経っても一致していない。昔阿波の財産区で学校を建設した。自分たちの財産を出して校舎を建てた。同じように財産区も、もし何かあった時に地域を支援する基金的な部分があると理解していた。
会長	静岡県で道の駅を作る時に、市は金を出さなくなったので財産区の山の木を切って、道の駅の金を出したという話がある。
支所長	市の財政状況がどれだけで、なぜ財産区に頼らなければならないのかはわかりませんが。
会長	道の駅は市が支出せねばならない事はない。
支所長	財産区という事である以上、市の特別会計である訳ですので、市長が財産区から支出して下さいと言ったかも知れません。

会長	そうかも知れませんが、私らが心配するのは、何かの施設の修理とか色々な所にお金をつぎ込んでも、何の成果も出てきません。何も残る物がありません。
事務局	議会の中では承認されて、財産区から出ているのは明確になっております。
支所長	紙とか記録では残っていますが、形としては残っていません。修理は特に表に出ません。
会長	さるびの温泉へ私らが言ったのは、新しい事をするのであれば支出しても良い。しかし、修理とかはだめと昔から言っている。
支所長	備品とかそういう物という話でした。
会長	備品とか新しい施設を作るのであればよろしいですが、修理とかはだめ。しかし、先程から聞かせてもらったら、ポンプの修理とかに支出している。結局市の肩代わりをしている。それは当然市がつぎ込まなければならぬ金が他の地域に渡っている。他の地域が儲かっている。そのような感じを受ける。
支所長	備品を何とかしたかったのですが、50万円の範囲の中で買う備品が限られてきます。その中で源泉ポンプが故障したので緊急に使わせてもらった。
委員	50万円の意味は何かあるのですか。
支所長	特にありません。
委員	30万円では少ないし、200万円では多いので50万円とした訳ですか。
支所長	そのような感じですか。常夜灯の補助金は端数で出ています。
会長	これは電気代。
委員	これを外したら、大山田中えらいことになる。
支所長	これは福祉に完全に役立っている。
委員	前からの事があるので、新しい事をするのはむずかしい。
事務局	街灯の器具をLEDに代えていくとか、その様な形でしたら。
会長	常夜灯の管理は各地区でしているのですか。
委員	各地区でしています。電気代だけ補助してもらっている。
委員	伊賀市財産区の交付要綱がありますが、これは案ですか。
支所長	このままでは通らない案です。
委員	この要綱が通っていたらおかしいと思っていたが、大山田自治協議会と書いてあるので。
会長	決裁は財政だけだめなのか。
支所長	決裁するまでに事前の相談でだめだった。
会長	文書法制は。
支所長	文書法制は行っていません。内容まで見ません。
委員	どういう計算で1,200万円になっているのか知りませんが、ここに非収益性の強い資産を所有しているのが財産区と書いているが、土地貸付の収益が多いので、毎年何もせず1,200万円が入ってくる。だから問題なのは。
支所長	そうです。
事務局	池とか山があれば全然問題ない話です。
支所長	他の財産区は、ため池とか墓地を所有している場合が多い。この様な収入の大きい財

	産区は少ないので揉める元です。
会長	管理会で予算が承認されなければ予算が組めないので、貯めておけば良い。例えば作業道を修繕するのは問題ありません。それに特化すれば良い。
委員	今の話を聞いていたら、奥馬野で災害があり壊れた。毎年要望しているのに市は工事してくれない。それに使用すれば。
会長	本来、市ですべき事業であるが、年 50 万円であれば支出可能という事で、20 年かかる。人がみんな代わってしまうので、覚書を書いてもらわなくては。
委員	覚書を書いても、協議して違う文書になるので無理。
会長	それなら寄付した方がまし。
委員	それならなぜ山に汗水垂らしたのかと言わなければならない。
支所長	財産区というのが特別会計で残ってきたのは、入山権というものがあり、しばを取ってきて燃料にするとか利益がもたらされてきた。それが市町村合併があった時それぞれの財産をどうするのかと言った時に、伊賀市の中の会計に組み入れてしまったら、これまでの既得権を持っていた人達に申し訳ないという事で、この財産権だけは別扱いにしようというので、別扱いしたのが財産区です。ところが、風車が無かったら細々とやっていたと思いますが、この様な大きな金額が毎年入ってくるので、市も目立つという事です。
会長	島ヶ原もあるが。
支所長	大山田の 3 倍収入があります。ゴルフ場になりますが。そういうのが元々財産区が出来た過程です。うまく合併させるための手立てとして、やった方法だと思います。それが取り上げられるとなった時は、住民の理解が得られない。合併が上手くいかないと考えられた。
委員	柘植は財産区が別になっている。
支所長	財産区議会を別に持っている。ここでいう管理会と同じ事をしている。
会長	議員は選挙で選ばれている。
委員	柘植は伊賀市の意向と関係なく、旧伊賀町のために使っていける。それが大山田で出来なかったというのは。
支所長	その時に、大山田と島ヶ原で財産区を持っていて、統一した方が良いであろうという当時の村長の考え。阿波の生森や布引の生森は合併しなかった。そのまま地元に残した。あれは、行政は一切関係なく自分らで処分出来る。その代わり、補助金とか一切入りません。もし赤字になったら、市が豊かであればそれに対して投入する事も出来る。生森には投入する事が出来ない。
会長	生森は結局、阿波村の村有地だった所。収入が無ければ市も金を出してくれるかも知れないが、賦課金を払わなければならない事になってくる。例えば大山田の福祉関係にお金を出すという事は、結局一般会計へ繰り入れても、市の事業が山田だけ大きな事業で出来るとなれば良いが、他の所と同一性が無ければならないという事であれば、市の一般会計と一緒にある。他の所でお金が余ってくるだけ。山田の為に使うと言っているが、プールしているのと同じ。何も変わらないと思いますが、それはそれで仕方がないならば、林道整備に徹するしかない。市の林道は市がする。作業道はしてく

	れないので、作業道の整備に金をかけるしかない。
委員	支所長の話の聞いたら、消去法でいった方が良いのでは。
会長	何かに使うという工夫が出来ないのか。
支所長	一般会計に繰出して行こう。
委員	ユニックのある4t車を財産区で購入して、林道まで小径木を出して来たら、マルタピアへ運搬する。そのトラックを購入するというのは。
支所長	全然問題ありません。本来の業務だと思います。
委員	軽四で1t積んで行く事を思ったら、4tのユニックを財産区で購入した方が良い。
会長	事故とかの問題があるので、大変だと思います。
委員	作業する人がいない。
会長	例えば一般の人が使用したら、使用料をもらわなくてはならない。
支所長	それで良いと思います。
委員	そうした方が大山田の人にわかってもらえるのでは。
会長	一般会計の繰出しは混ざってしまうので抵抗を感じる。
事務局	財産区から入れてもらった事によって、市の補助金がつくというのは大きい部分がある。
会長	一般会計を繰出ししたら、その事業に補助金が付くのか。
事務局	こちらの支出が切られる事が無く、要望出来る部分です。
会長	さるびの温泉の修理とか。
事務局	さるびの温泉の修理で、本来出来ない事も、これがある事によって予算化できるという事がある。
委員	さるびの温泉を市は切り離そうとしている中で、都合の良い時は、財産区に支援してほしいというこの発想が、委員をしていて感じるものがある。立場が逆だったら、その方が楽、それはちょっとおかしいのではとずっと抵抗を感じている。
会長	1と2の項目が一緒になってしまいましたが、1の項目に戻って予算の事については、結論が出ませんが、50万円は入れてもらってあります。また要望が出てくるのであれば、50万円は支出するという事ですけれども、この所で先程この様に使いましたと言ってくれていましたが、2年続けて支出しているという事で、一昨年の分の実績は出ていますか。お金を出すのは良いが、どういう事に支出しているのか文書でもらわないと困る。
支所長	支出は30年度と今年の2年です。
会長	文書はあるのですか。
事務局	文書は無いです。
会長	管理会には市の方から報告を貰うという事で。みんなに聞かれた時に説明が出来ない。
支所長	次の管理会の時に文書を出します。
会長	その様にして下さい。
委員	賃金が報償費に代わったという事ですが、前年度から予算が減額になったのはなぜですか。
会長	資料の2ページ目の積立金を今まで計上していなかったが、1/3残すという事で積

	立金を 400 万円計上してあります。今までは全額支出しますという形で計上し、残れば積立をしていた。賃金が 746,000 円から 187,000 円ですが、実際はこれ位の支出になるという事で計上してあります。そういう事で来年度の要求額は、前年度の決算額に近い数字で計上してあるという事です。
委員	先程の説明の中で言っていた事で、特に見回り回数が減るとか作業回数が減るという意味ではない。
会長	そういう事で予算を計上していますが、もし足らなくなったら、積立金が減額になりますし、余ったら増額になるという事です。
委員	チェーンソー防護服は計上してありますか。
会長	それは今年度購入します。作業員さんに予算以上の仕事をしてもらったら、手当を支払うので、積立金を減額する等してやっていく。
事務局	187,000 円ですけども、88,000 円しか支出していないので、実際に近い金額で計上してあります。
委員	これは分かりやすい。
会長	今までは多めに計上してあったので、予算を見ても余ってくるのだろうとしか思っていない。
委員	長期整備計画のパンフレットは作成しないのですか。
会長	それは作成します。
事務局	その他の項で説明を行います。
支所長	財産費が 2 つある項目を 1 つにするというのはどうなった。
事務局	まだそのままです。
支所長	まだなっていない。なぜしていないのか。
事務局	財政との協議がまだしていない為です。
会長	どういう事ですか。
支所長	この資料の 2 枚目に財産費という大きな項目があり、上が財産管理費、下が財産造成費ですが、島ヶ原はこれが 1 つで財産費になっています。例えば賃金が上にも下にも項目があり、1 つに統一したらどうかと昨年話をしていました。
会長	どちらでもよろしいが、見た時に多くお金になるので、2 項目に分けておけば目立たないという考えでは。賃金にしても、あちらで 100 万円、こちらで 100 万円で合計 200 万円ですが、1 つに 200 万円計上するよりも、100 万円ずつ分けた方が大きく見えないという考え方があったのでは。
委員	賃金という言葉が無くなって、報償費になるのですか。
支所長	はい。地方財政法というのがあるのですが、その中の項目の人件費からも賃金という法律上の言葉が無くなっています。
委員	役所関係だけですか。
支所長	いえ、国レベルです。
委員	一般企業もですか。
支所長	いえ。地方財政法です。公だけです。
委員	最低賃金とかよく使っているが。

支所長	あれは最低賃金という名前だけです。地方財政法上の賃金の項目が無くなるという話です。最低賃金は民間も含めた話です。公では無くなるという事です。
会長	1つにまとめてもらってもよろしいです。
支所長	実際来年の段階で予算が一緒になっているかも知れません。前年度との対比がややこしくなるので、このままでと財政が言ったらそのままです。
会長	手入れとか伐採費とかは造成費で使う。それを分けてあったが、一般管理費があるので、1つにしても構いません。一時借入金はあるのですか。
支所長	一時借入はしません。
会長	借りた場合ですか。
支所長	そうです。借りた場合です。万が一銀行かどこかで一時借入を起こした場合に、年度内に返さなくてはならないので、もの凄く高いです。
委員	賃金の報償費で上は7,765円かける24人という内訳、下は9,500円かける56人と書いてある。単価が違うのはなぜですか。
事務局	上の7,765円は伊賀市の労務単価です。
委員	何の基準の単価ですか。
事務局	一般作業員の単価です。
委員	作業はいろいろあるけど、山の作業ですか。
支所長	大きく例えば事務職員の仕事とか、高度な事務職の仕事とか、保育士の仕事とか、の中の1つに作業に関係する仕事がある。
会長	重労働する時とかと単価が違う。
支所長	カテゴリーは一緒だと思って下さい。体を使う主な仕事という事です。
委員	作業内容が違うから単価が違うという事ですか。
事務局	9,500円という単価は無いのですが、これは7,765円にプラス α と言いますか、自分の車や機械を使用するので、その燃料費等を上乗せしています。
委員	作業員は同じ人ですよ。
事務局	そうです。
委員	どちらで支出するかの根拠は。
事務局	見廻りだけなら7,765円、作業をすれば9,500円となります。
支所長	日報を出して頂いて、作業内容を報告頂いた段階で単価をどちらにするか決めている。
委員	これは1日1回ですか。
事務局	はい。日当です。
委員	午前中だけとか、午後からだけは。
事務局	それは半額になります。
委員	それは時間で分けていますか。
事務局	1時間でも出れば半日になります。半日を超えていれば1日になります。
会長	他によろしいですか。
委員	よろしいです。
会長	来年の予算はこの内容で要求してもらおうという事でよろしいですか。
委員	はい。

会長	それでは2の財産区補助金交付要綱についても、いろいろ聞いてみる所は聞いてみますが、先程からお話がありちょっとむずかしいという事ですので。
委員	財産区のせいではない。財産区はボールを投げたが、市から投げってきて思案するならいやですが、精一杯のボールを投げてもそれが通らないので。
会長	こちらでどうやって活用出来るか考えている。
委員	だめばかり言っている訳ではないので、来てる甲斐はある。
会長	それについては、要綱を変えたら上手くいくのか、根本的に絶対だめなのでこれは出来ないのか、こっちも新しい手法を考えなくてはならない。
支所長	いぶし瓦の交付金要綱の範囲を広げたらどうか。
委員	そうしたら、伊賀市全体でいぶし瓦の補助金を出すという事になるのでは。
会長	そこは大山田地域と決めてある。
支所長	常夜灯の補助金交付要綱は、限定しているので内容を訂正するのはむずかしい。
会長	補助金交付要綱は現時点ではだめという事ですので、交付の余地があるのか、交付の余地が無いなら、みんなで新しい執行方法を探したい。
委員	支所管内という言葉を使って、今からでも新しく出来ないのですか。
支所長	そんなことは無いと思いますが、現在各地域の包括交付金を減額しているにも係わらず、大山田だけ交付金があるのはなぜかという事になる。その資金は財産区という事になったら絶対だめでしょう。他の地域の反感を持たれる。
委員	やっぱり山ですね。山でしたら誰も文句を言わない。
会長	山は道路が無いと誰も行かない。昔みたいに歩いて行く人はいない。
委員	視察に行った財産区の中できれいな山がある。大山田も視察に来てもらうような山にしたい。
会長	大山田財産区の山は個人の山よりも美しい。
委員	視察の山はこことやっぱり違う。
会長	交付金については、400万円の内200万円は現在補助しているが、残り200万円について用途を考える。それ位では山林を一気に整備は出来ない。100万円をコンクリート舗装すれば森林組合なら結構出来るのでは。
委員	中途半端に延長を延ばしてもだめ。災害に強い道路にしていく方が良い。
会長	交付金要綱についてはそういう事でご理解を頂きたいと思います。次にその他という事で事務局お願いします。
事務局	先程も少し話が出ていたのですが、区有林長期森林整備計画策定事業について、今年度森林整備計画を冊子にする計画ですが、森林組合より毎年しています、区有林現況調査をすべて終わってから作成したいと提案がありまして、今年度はしないという事です。
会長	来年なら出来るのか。
事務局	今のままでしたら、再来年まで現況調査をする計画ですので、後2年出来ないという事になります。また、計画前倒しで来年度に現況調査を終了して再来年するという提案もあるのですが、現在の予算要求は計画どおりとなっていますので、変更しなければなりません。

会長	境界調査が終了しなければ出来ないのか。
事務局	森林組合の意見なので、なんとも言えません。
会長	調査内容が変わっても、その時差替えたら良い。仕事が忙しいという事ですか。
事務局	本当の所はわかりません。境界調査と木がどれだけあるのかという現況調査をきちっとしたいのという事だそうです。
会長	それ程細かく言わなくても良いのでは。想定で良いと思います。
支所長	森林組合とは委託契約するのか。
事務局	森林組合がすべて作成してくれる内容です。
支所長	作成スケジュールはどうなっているのか。
事務局	そこまで記入されていません。
支所長	年度末までに終わるには間に合わないのか。
事務局	間に合うと思います。
支所長	後5か月しかないが、計画が作成出来るのであれば、それ程シビアに考えなくても出来るのでは。出来ないなら最初から見積を上げるのが間違っている。それなら見積を作成する時点で、きちんと調査をしなければ作成出来ませんと言うべき。やる気が無いのかどっちなのか。
会長	調査をきちっとしたいという事でしょう。
事務局	そうです。
会長	今、森林経営計画が出てる所は、部分的にしかないから、それを林班ごとに全部出来てからするという事か。
事務局	そうです。
支所長	それはいくらの見積か。
事務局	130万円です。
会長	一度森林組合にも確認しますが。
事務局	この場でどうしても作成するとなったら、する事になります。
支所長	普通はきちんとしたものを作成したいなら、出来ませんと言うのが普通。出来るのならその様な事を言うのはおかしい。
委員	出来るのなら、してもらった方が良いでしょう。
会長	一度森林組合へ確認して下さい。昨年林班ごとの計画を大体決めた。森林組合が言うのは自分でその方法を決めたいという事だと思いますが、ご指摘があったらその都度変えていけば良いだけの事なので、とりあえず今の考え方で長期の大径木を作る計画を作成してくれたら良いと思います。
支所長	例えば今5か月しかない中で50年の長期計画を作る。これを20年ごとに割って前期、中期、後期の中期計画を作成するとか。更に10年ずつの前期の中の実行計画を作成するとか。そういう方法が無いことはない。まず長期計画を作成し、状況が確定したら中期計画に直していくとか、それは出来なくもない。
会長	それはまた見直しするという事にすれば良い。5年位で見直しはそれ程変わらない。それで10年単位で見直す事にしておけば、そんな問題は起らないと思う。

支所長	もっと良いものを作ろうとなった時は、2年3年流して後で作成するという手はありますが。
会長	みんなに周知するには、少々計画の変更があっても、早い時期に大径木を作る計画を出した方が良いと思う。今1つ頓挫したので、他の事をメインに考えなければならない。例えば作業道の整備に力を入れるとか。
事務局	一度する方向で確認させていただきます。
会長	状況についても、これまでの経験上で見ただけでおおよそわかると思う。出来たら早い時期にお願いしたい。他にありますか。
事務局	今年チェーンソー講習会を計画していますが、これも森林組合に委託する予定です。内容としては、20人程度で山で作業をする人を対象としていますが、実際にこの内容で良いのかどうか、体験会の様な内容とするのか検討をお願いしたい。
会長	実際仕事をしている人はほとんど知っていると思う。
委員	どっちにするかですけど、自分の所でもしているが、去年法の改正があって、補習講習を2時間受けなければならないことになったので、そっちで行くか、1からの講習にするかどっちかと思う。変更になったのは最低限度、今持っている人に受けてもらわないと無理です。これからは胸を張ってチェーンソー講習を受けてあるという事が出来ない。
会長	組織で働く人はですね。
委員	何も持っていない人は、18時間講習を受けてもらわないと、18時間という事は3日かかるという事です。
会長	チェーンソーの体験会という事です。
委員	それは森林組合のですか。
事務局	そうです。
委員	楽しみですするなら、時間は関係ないし、チェーンソーに馴染んだら良いだけなので。
委員	講習を受けないと事故があった時に訴えられるのでは。作業員さんは絶対資格を持ってほしいですが、自分で山の作業をするだけなら関係ないが。
委員	賃金が発生する場合、資格がないと出来ない。
支所長	新たな人材発掘の為の体験会にするのか、プロの方に対して再度講習を受けてもらうのか、そのどちらにするのかを決めてもらいたいのでは。
事務局	そうです。
委員	体験会なら山に馴染んでもらいたいという事。
支所長	後継者育成。
会長	後継者発掘。
委員	入門編です。
委員	財産区としてそういう事をしましょうかという話。
会長	森林組合とタイアップして行う。その為には、プロで仕事をするにはこういう講習会を受けてもらわないといけませんよ、という話をすれば良い。
委員	財産区としても、山があっても山に行かない若者がいるので、そういう所から興味を持

	ってほしい。そういう感じであれば良いのでは
委員	プロでまた新たに来た人が、もう少し聞きたいというのでも良いのでは。
会長	それは森林組合でするなり、他の所で講習会を受けるなりしないと、こちらでは出来ない。講師の段取りも出来ない。講師は誰でも良いという訳にもいかない。伊賀森林組合では講習会をしていない。これだけいろんな事がやかましくなってきたので、森林組合でもしてもらいたい。
委員	自分の所でもしているが、後ろへ行くほど危険度が高くなるので、時間を詰めなければならない。
委員	今の作業員さんは、研修講習は必要ないという話でしたが。
会長	切るような仕事はしない。倒木があったら切る事があるが、間伐等はしない。
委員	しないという事は、今の作業員さんは講習しなくて良い訳ですね。
会長	保全の為に見回り等が主体となる。
委員	その中の5人行く中で、1人でも持っていたらそれで充分。
会長	それはそれで、講習会を受ける人は拒まないの、案内して受けに行ってもらえば良いですが、今、しようとしているのは、山をこういう風に手入れをしなくてはいけませんと言うのを兼ねて親しんでほしいという事。
委員	そっちでしたら、面白楽しく興味を持ってもらおう。1つのPRです。
会長	そういう事でお願いします。
支所長	日程は。
事務局	今からでしたら講師を呼ばなくてはならないので、今から計画したら1月か2月頃になる予定。
会長	営林署だったらチェーンソーの取扱いの話や実習なら来てくれる。森林組合でもするのでは。
支所長	年齢制限はなしでよろしいですか。
会長	ある程度体力的にあった方が良い。
委員	女性は喜びます。学生は危険なので控えた方が良い。
支所長	18歳以上で。
委員	18歳以上で募集した方が良い。
支所長	最近薪ストーブを使用する家があり、自分でチェーンソーを使用して薪を作りたい人が結構います。そういう人も来てもいいですね。
会長	別にいいです。
委員	そこから体験してもらった良い。木を買う位なら、間伐させて1本切ったら十分な量になる。その様な可能性もある。
委員	対象は大山田の人ですか。
委員	どこでも良いのでは。
支所長	市内で広く募集しても良いと思います。活動のPRですので。間伐して置いてある木は持って帰って良いのですか。
委員	了解を得たら良い。

会長	所有者の財産なので、その人に了解を得て下さい。
支所長	18歳以上で市内全域から募集という事で。
委員	場所は。
事務局	木地林班です。
会長	猿野の大池の横ですね。あそこは駐車場もあり公園もある。
委員	以上ですか。
事務局	以上です。
会長	せっかくの機会ですので他にありませんか。無いようですので、長い間ありがとうございました。肝心なところについては、なかなか上手くいきませんが、知恵を出し合って考えていきたいなと思います。今後ともご協力を賜りますようお願いをしまして、閉会をしたいと思います。ありがとうございました。
一同	ありがとうございました。

会議録署名者

大山田財産区管理会 会長 印

大山田財産区管理会 委員 印

大山田財産区管理会 委員 印